令和３年　６月　８日（火曜日）

○議事日程（第１号）

令和３年６月８日（火）午前１０時００分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期決定の件

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　行政報告

日程第　５　一般質問（別紙のとおり）

日程第　６　承認第　２号　専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部を改正する条例）

日程第　７　議案第２３号　公共施設の地番変更に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて

日程第　８　議案第２４号　令和３年度東庄町一般会計補正予算（第１号）

日程第　９　議案第２５号　令和３年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第１０　報告第　１号　繰越明許費繰越計算書について（令和２年度東庄町一般会計繰越明許費繰越計算書）

日程第１１　報告第　２号　事故繰越し繰越計算書について（令和２年度東庄町一般会計事故繰越し繰越計算書）

日程第１２　報告第　３号　繰越額使用計画について（令和２年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算繰越計算書）

日程第１３　請願第　１号　「国における２０２２年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

日程第１４　請願第　２号　「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

日程第１５　休会の件

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（１４名）

１番　越　川　良　男　君

２番　柳　堀　　忠　君

３番　桜　井　荘　一　君
４番　土　屋　光　正　君
５番　宮　澤　　健　君
６番　佐久間　義　房　君
７番　板　寺　正　範　君
８番　花　香　孝　彦　君
９番　大　網　正　敏　君
１０番　城之内　一　男　君
１１番　高　木　武　男　君
１２番　鈴　木　正　昭　君
１３番　土　屋　　進　君
１４番　山　崎　ひろみ　君

○欠席議員

なし

○出席説明員（１３名）

町長　岩田利雄　君
副町長　金島正好　君
監査委員　平山　茂　君
総務課長　向後喜一朗　君
町民課長　伊藤雅晃　君
まちづくり課長　鈴木秀樹　君
健康福祉課長　池田聡子　君
会計管理者　渡辺佳則　君
病院事務長　寺嶋利和　君
農業委員会事務局長　堀江弘之　君
教育長　五十嵐正憲　君
教育課長　多田克己　君
生涯学習担当課長　前田泰孝　君

○出席事務局員（３名）

事務局長　笹本忠男

次　　長　堀　江　香　澄

副　　主　　査　髙　橋　大　助

（午前１０時００分　開会）

議長（山崎ひろみ君）

おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、令和３年６月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定によって、９番　大網正敏君、４番　土屋光正君、両名を指名します。

日程第２、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から６月１１日までの４日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、宮澤健君。

５番（宮澤　健君）

令和３年６月定例会の運営についてご報告します。

今期定例会の運営につきましては､去る６月１日､議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについての協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案７件、請願２件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から１１日までの４日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第１日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後､一般質問は４人の議員から通告がありましたので､これを行います｡次に、承認第２号を上程し、質疑・採決を行います。次に、議案第２３号から議案第２５号までを順次上程し、質疑・採決を行います。次に、報告第１号、報告第２号及び報告第３号の報告を行います。続いて、請願２件を上程し、請願書の紹介議員から趣旨説明を求め、所管の常任委員会に委託し、散会とします。

第２日目の９日及び第３日目の１０日は休会としまして、この間、９日午前に文教福祉常任委員会を議員控室にて開催することに合意を見ております。なお、委員会開催の詳細は審議予定表によりご了承願います。

最終日の１１日は、時間を午後２時３０分に繰り下げて、本会議を開きまして、

文教福祉常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行い、閉会といたします。

なお、定例会閉会後、全員協議会を開催する予定です。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたしまして、以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

議長（山崎ひろみ君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から６月１１日までの４日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から６月１１日までの４日間に決定しました。

日程第３、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

３月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、請願２件を受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第４、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

おはようございます。それでは、令和３年３月１日から５月３１日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

初めに、総務課の関係でございますけれども、庶務関係で、職員の退職並びに新規採用及び再任用の状況を記載しております。職員の採用にあたりましては、引き続き適正な定員管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、２ページ目の選挙関係、千葉県知事選挙が３月２１日に執行されました。

当町の有権者数１万１，６０８人、投票者数４，７７５人、投票率は４１．１４％でございました。

次に、企画関係、学校跡地利活用関係でございますけれども、旧神代小学校無償貸付契約を締結いたしました。契約期間は令和３年４月１日から２０年間、契約相手方は株式会社プリーズでございます。

次に、町民課の関係でございますけれども、３ページ目で、賦課徴収関係及び４ページ目で固定資産税関係の各種町税の納税通知書を発送しております。課税額は、軽自動車税が４，８７３万７，１００円、町県民税の特別徴収分が７億４，２６２万７，８００円、固定資産税が６億４，３３４万８，６００円となっております。

次に、健康福祉課関係でございますけれども、９ページ目の子育て支援関係、子育て応援祝金は地域事業でございまして、出産祝金４件、小学校入学祝金６６件、中学校入学祝金９３件を支給いたしました。

次に、１０ページ目の衛生関係でございますけれども、コロナワクチン接種事業になります。コールセンターを４月１日に開設をし、高齢者を対象とした接種券５，４３５通を４月２０日に発送いたしました。４月２６日から接種予約を開始をし、予約数は３，７３８件、６８．７％となっております。また、５月末現在の予防接種数でございますけれども、１回目の接種が終了した方は６８２名となっております。今、２回目がスタートいたしております。なお、ワクチン接種が迅速に進むよう、集団接種の枠を増加し、日程を前倒しして接種出来るように対応しているところでございます。

次に、１２ページから、まちづくり課の関係でございますけれども、建設関係で町道の工事の他、自転車活用推進計画策定業務などの委託業務を発注いたしました。

また、１４ページ目の公園関係では、公園等維持管理費等６件の業務委託を契約しております。

最後に、１８ページ、東庄病院の関係でございますけれども、１日あたりの平均患者数は、入院患者数が５２人、外来患者数が９５人となっております。

以上で行政報告を終わります。

議長（山崎ひろみ君）

教育長、五十嵐正憲君。

教育長（五十嵐正憲君）

それでは、教育委員会の行政報告の主なものを申し上げます。

まず、１９ページ、１項目めの教育委員会関係でございますが、臨時の教育委員会を１回、定例の委員会を３回、記載のとおり開催いたしました。臨時の教育委員会は、教職員の年度末人事についてを議題に実施いたしました。

次に２項目めの学校教育関係では、令和２年度末及び令和３年度、公立学校教職員の人事異動の人数をお示ししております。小学校の学級編制で、昨年度の３年生は県独自の弾力的な運用によって３５人学級の３学級でしたが、新４年生になり弾力的な運用が３８人学級となりますので、１学級減の教職員数となり、小中学校の教職員の転出、退職職員１５人に対して、転入職員１４人と、１人減となっております。

続きまして、校医等の委嘱ですが、昨年と同様に町内の内科医、歯科医等を中心に１０人の校医等を委嘱いたしました。

次に、こども園及び小中学校の卒業式、入学式でございますが、新型コロナウイルスの影響で、卒業生、新入生と保護者、教職員、数名の来賓の方をお招きして、密にならないように配慮して、記載の期日に実施いたしました。

次に、下段の契約関係ですが、次のページの２０ページ中段の中学校教師用教科書ほか物品納入は、今年度から中学校の教科書が変わりましたので、新しい学習指導要領に準拠した教師用教科書やデジタル教科書を購入したものです。また、小学校はプール槽補修工事、中学校は普通教室棟外階段塗装等工事設計・監理業務委託、小中学校のトイレ改修工事が契約関係の主なものでございます。

下段の指定寄附では、東洋合成工業株式会社様、東庄町養豚経営者協議会会長、菅谷彰様よりそれぞれ記載の寄附を受領いたしました。

２１ページからの３項目め、生涯学習関係の生涯学習事業、社会体育事業につきまして、記載のとおり諸会議や各種定期総会を実施いたしました。特に２１ページ中段に記載のように、５月２０日、町公民館にオリンピック・パラリンピック聖火トーチを展示いたしました。５月２３日は町内の３コースで家からウオークラリーを４４４名という多くの方の参加のもと、実施することが出来ました。

次の公民館事業は、記載のとおり４月１０日の子ども講座書道教室を皮切りに、１０教室を開催しております。

次に、２２ページ下段の６項目め、学校給食センター関係では、３月から５月末

まで記載のとおりの食数の給食を児童生徒に提供いたしました。

引き続き、学校教育、生涯学習等の関係事業を新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、十分に配慮した上で各種事業を実施してまいります。

以上で教育委員会の行政報告を終わりにします。

議長（山崎ひろみ君）

これで行政報告は終わりました。

日程第５、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

７番、板寺正範君。

７番（板寺正範君）

おはようございます。皆さん、お元気ですか。新型コロナウイルスの感染が広まってから１年以上が過ぎました。これほどまでに世界中の人々を苦しめるものとは想像出来ませんでした。しかし、ワクチンの接種が始まりました。トンネルの向こうの方に少し光が見え始めました。もう少しです。皆さん、頑張りましょう。

本日は、東庄町の公共交通について質問させていただきます。

マスクをつけていて滑舌も悪いため、ゆっくりお話しさせていただきます。

質問事項１、東庄町の公共交通について。

質問要旨１、外出支援バス、病院送迎バス、東庄病院貸出し車両の利用状況について。

昨年、総務産業常任委員会で、東庄町の公共交通について、担当課長より令和元年度の運行状況を説明していただきました。重複しますが、令和２年度の実績も加え、改めて現状を分析し、考えてみたいと思います。

まず、外出支援巡行バスおでかけ号及び東庄病院の送迎バスの運行実績と利用者数などをご説明ください。

また、東庄病院貸出し車両の利用状況も伺います。

次の質問からは自席で行います。よろしくお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

健康福祉課長、池田聡子君。

健康福祉課長（池田聡子君）

板寺議員の質問にお答えします。参考資料をお配りしたいと思いますので、よろ

しくお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

ここで、答弁者から資料を配付したい旨の申出がありますので、これを許します。

ここで暫時休憩とします。このままでお待ちください。

（午前１０時１７分　休憩）

（午前１０時１８分　再開）

議長（山崎ひろみ君）

会議を再開します。

健康福祉課長、池田聡子君。

健康福祉課長（池田聡子君）

それでは、質問事項１、東庄町の公共交通について、質問要旨の１番、外出支援バス、病院送迎バス、東庄病院貸出しの車両の運行実績と利用者の数の推移で外出支援バスの利用状況についてお答えします。

外出支援バスは、高齢者などの自立と生活の質の維持を図ると共に、健康福祉の向上に資することを目的に平成１４年６月６日から無料で運行しており、現在は高齢者に限らず、どなたでも利用することが出来ます。なお、旭中央病院ルートは平成１５年１月６日から運行、香取おみがわ医療センター、小見川総合病院ルートにつきましては、平成３０年９月１日から運行しております。

それでは、利用状況についてお答えいたします。お配りしました資料１をご覧ください。

資料の左側は令和元年度、右側は令和２年度の利用状況となっております。令和元年度の利用実績は、合計で１万４，４７５人、令和２年度はコロナウイルス感染症の影響で４月、５月と運休したため、合計で８，４６２人となっております。

また、運転業務については、千葉県シルバー人材連合会と派遣契約を締結し、東庄町シルバー人材センターより運転手を派遣していただいており、現在、１９名の登録があり、１日あたり５名の運転手でシフトを組んで運行しております。

１日の平均利用者数は、令和元年度が５６．５人、令和２年度は３３．３人でした。それぞれのルート別の合計人数を見ると、香取おみがわ医療センター及び旭中央病院ルートが大半を占めております。土曜日の利用実績は、令和元年度が１，４５８人、令和２年度が８６９人となっております。

なお、過去１２年間の利用者の推移を右下、図１として掲載しておりますので、後ほどご覧ください。

私からの答弁は以上です。

議長（山崎ひろみ君）

病院事務長、寺嶋利和君。

病院事務長（寺嶋利和君）

続きまして、東庄病院送迎バスの運行状況と病院貸出し車両の利用状況につきましては、東庄病院の方からお答えをさせていただきます。

資料２をご覧ください。

まず、東庄病院の送迎バスにつきましては、外来患者の利便性向上のため、平成８年から無料で運行しており、車両は１台で、外来診療を行っている日は毎日、迎えは８時４５分、下総橘駅発、９時１５分、旧役場前で諏訪神社駐車場発の２便、帰りは原則１０時、１１時、１２時発の３便で、町内各地区、ご自宅付近まで送っております。

利用実績は、令和元年度が３，９６８人、１日平均１５．１人、令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響で４月と５月を運休としたため、２，３０９人、１日平均１０．４人となっております。

また、運転業務につきましては、千葉県シルバー人材連合会と派遣契約を締結しており、現在４名の登録があり、毎回１名の運転手で運行をしております。

引き続きまして、東庄病院貸出し車両につきましては、平成２４年度から高齢者及び心身障害者等の社会参加を促進し、福祉の向上を図るため貸出しを行っており、利用料は無料ですが、使用した燃料を利用者に負担していただいております。

３台の車両のうち２台は病院業務優先となっております。

利用実績は、令和元年度が２２回、令和２年度が５回となっております。

今後も町民の皆様の福祉サービス向上のため、より有効な利用方法の検討を続けてまいります。

以上で答弁を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

７番、板寺正範君。

７番（板寺正範君）

ありがとうございました。それでは、健康福祉課長へお伺いいたします。

介護保険の認定を受けている方の通院についてを質問させていただきます。

要支援や要介護１など、軽度の介護認定を受けている方は、どのような方法で通院されているのでしょうか。介護サービスや福祉の面での対応はどのようになっているのでしょうか。

また、おでかけ号を利用している方はいらっしゃいますか。お伺いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

健康福祉課長、池田聡子君。

健康福祉課長（池田聡子君）

それでは、介護保険の要支援及び要介護の通院に関しましての対応についてお答えいたします。

介護保険の認定を受けている要介護者等については、車椅子やストレッチャーで乗り降りが出来る介護タクシーを利用出来ますが、介護保険外のサービスとなっているため、利用料金は本人の負担となっております。要介護１以上の方につきましては、通院時の乗降介助としてヘルパーを利用することが出来、本人の所得に応じて負担割合１から３割で利用することが出来ます。これらのサービスを利用して通院している方が多いことになります。

私からの答弁は以上になります。

議長（山崎ひろみ君）

７番、板寺正範君。

７番（板寺正範君）

ありがとうございました。

さて、おでかけ号ですが、先程の資料１の左側の表をご覧いただきたいと思います。

資料１で、令和元年度外出支援巡回バスおでかけ号利用者数ですね、この中で、１日平均利用者数というところをもう一度注目していただきたいと思うんですが、⑧から⑫までは小見川行ルートですので、そこは少し別に考えています。町内のルート①から⑦までの合計１１のコースで１日平均利用者数は１７．８人ということになります。１日平均一人以下のコースがこの中でも５コースあります。この数字をどう見るか。これでいいのだろうかという疑問を感じます。とはいえ、町民の皆

さんの中には、いろいろなご意見もあるかと思います。利用者が少なくても公共交通はそんなものだ。決まった時間に決まった場所に行けば誰でも乗れるからいいんだという意見もあるでしょうし、また、バス停近くの利用者は慣れているので、このままがいいという方もいらっしゃるでしょう。しかし、町の公共交通として、この状況をどう判断しますか。

５月の半ば頃ですが、今回の一般質問の通告書を議会事務局に届けに行った時、テーブルの上に多古町の議会だよりが並んでいました。何げなく見てみますと、最後のページにデマンドタクシーの記事が載っていました。多古でもデマンドタクシーをやっているんだと気になりましたので、家に帰り、パソコンで多古町議会だよりウェブサイトを見てみました。すると、多古町公共交通に関する情報がたくさん出ていて、びっくりしました。多古町循環バスの収支、デマンドタクシーの収支、アンケート調査、会議の結果など、中でも多古町地域公共交通会議の中で、循環バス利用者数が平成２０年度の４万３，０００人をピークに減少の一途をたどり、令和２年度においては１万２，５９１人となっていることや、今後、循環バスを廃止し、デマンドタクシーを拡充していく方向性を確認し、デマンドタクシーの運行日を拡充し、循環バスルートの一部を令和３年１０月１日から廃止すると記載されていました。やはり同じ課題を抱えていたのだなというふうに納得しました。

東庄町の外出支援バスおでかけ号は、平成１４年、当時の担当職員の皆さんが大変な業務の中でつくりあげたものだと聞いております。ダイヤを見てみますと、それが伝わってきます。本当にありがとうございました。その上で申し上げれば、人口減少もさることながら、当時と現在では社会背景がかなり変わってきているのではないでしょうか。求められるものは、より早く、より便利に、これからの東庄町の将来を見据えた新しいシステムを構築していかなければならないと思います。

病院事務長へ質問させていただきます。

東庄病院の送迎バスは、とても便利だという利用者の声をよく聞きます。迎えに行く場所は現在、橘駅前と旧役場前、２ヶ所のみですが、他の地区から、こちらにも迎えに来てほしいというような要望などはこれまでありませんでしたか。

議長（山崎ひろみ君）

病院事務長、寺嶋利和君。

病院事務長（寺嶋利和君）

それでは、東庄病院の方から質問にお答えをさせていただきます。

先程もご説明させていただいたとおり、迎えにつきましては、下総橘駅と旧役場前で諏訪神社駐車場の２ヶ所となっております。他の地区から来院する方につきましては、外出支援バスや家族の自家用車に同乗し、来院されていると思います。現在のところ、病院へは他の地区からの要望は上がっていない状況でございます。

以上で答弁を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

７番、板寺正範君。

７番（板寺正範君）

東庄病院送迎バスは、家の近くまで送ってくれるということで、非常に喜ばれていると思いますが、同じバスに反対方向に行く利用者が同乗する場合もあると思います。例えば、一人は東今泉、一人は小南、一人は笹川新切の方、例えばそういうような時は、送迎というのはどのように対応するのでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

病院事務長、寺嶋利和君。

病院事務長（寺嶋利和君）

それでは、東庄病院の方から質問にお答えをさせていただきます。

病院の送りのバスをご利用する方につきましては、外来担当職員とバスの運転手が連絡を取り合い、送りのバスを利用する方を把握した上で、出来るだけ効率的なルートで巡回し、町内各地区のご自宅付近まで、日々の状況に合わせて運行させていただいております。

以上で答弁を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

７番、板寺正範君。

７番（板寺正範君）

はい、分かりました。健康福祉課長、病院事務長には、ワクチン接種など非常にお忙しい中、分かりやすい資料を作成していただきました。この資料と説明のおかげで東庄町の公共交通の全体像が分かってきました。ありがとうございます。

次に、質問要旨２、２０２５年問題や運転免許証自主返納の受皿となる交通移動手段の確保という点を質問させていただきます。

２０２５年問題、いわゆる第２次ベビーブームで生まれた方が７５歳以上の後期高齢者になり、超高齢化社会になるというものです。東庄町においても、その年代の方が非常に多いなと肌感覚で感じておりますが、後期高齢者の人口推移、今後の見通しなどについて説明をお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長（向後喜一朗君）

板寺議員のご質問にお答えをいたします。

答弁の前に、参考資料の配付をお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

ここで、答弁者から資料を配付したいとの申出がありますので、これを許します。

ここで暫時休憩とします。このままでお待ちください。

（午前１０時３４分　休憩）

（午前１０時３６分　再開）

議長（山崎ひろみ君）

会議を再開します。

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長（向後喜一朗君）

それでは、質問要旨２、２０２５年問題や運転免許証自主返納の受皿となる交通移動手段の確保ということで、後期高齢者の人口推移の見通しについてお答えを申し上げます。

令和３年４月１日現在の人口構成を見ますと、東庄町の人口は１万３，５８０人、お配りさせていただきました参考資料で左の下の表を見ていただきますと、７５歳以上の後期高齢者は２，５５４人、全体の１８．８％でございます。右のグラフを見ていただきますと、５歳ごとの年齢構成では、７０歳から７４歳の人口が１，４４３人で最も多く、全体の１０．６％を占めております。次いで６５歳から６９歳で１，２３１人、９．１％となります。全体を見ると７０歳から７４歳をピークにした山型になっています。５年後には、このピークが７５歳から７９歳へ移行することから、全体に対する後期高齢者の占める割合が一層大きくなる見込みでございます。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

７番、板寺正範君。

７番（板寺正範君）

ありがとうございます。団塊の世代が後期高齢者になり、また、運転免許証の返納などで、今後、公共交通を利用する方が増えてくると思います。数年前よりデマンド交通など、新しい公共交通について議会から意見が出ていると思いますが、あまり進捗が見られません。導入していく上でどのような課題がありますか。検討は進んでいますか。お伺いします。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長（向後喜一朗君）

団塊の世代が後期高齢者となり、運転免許証の返納などで公共交通のニーズが増すということでございます。

後期高齢者人口の増加に伴って、運転免許証の返納者も増加するものと思われます。自主返納者に対しては、令和３年度から福祉タクシー券の支給を開始しているところでございます。

デマンド交通につきましては、運行事業者の課題などがあり、具体的な検討がなかなか進んでいない状況でございます。しかし、後期高齢者人口の急速な増加が見込まれる中で、高齢者をはじめ、交通弱者のための公共交通の確保は喫緊の課題であると認識をしております。

そこで、本年５月に外出支援バスの運行見直しやデマンド交通の体制づくりを含めて、総体的に東庄町の公共交通を研究する職員チームを立ち上げました。現状分析や他市町の導入事例などを参考に、継続的に東庄町に合った公共交通の在り方を研究し、年内に具体的な方向性を出してまいりたいと考えています。

また、検討にあたっては、議員各位のご意見を是非お聞かせいただきたいというように考えています。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

７番、板寺正範君。

７番（板寺正範君）

運転免許証の自主返納についてですが、高齢化が進めば自動車事故の件数が増えていきます。度々高齢者の勘違いや操作間違いによる悲惨な事故が起きています。しかし、現実問題として、もし自分が運転免許証を返納するとしたらどうなんだろうか。今まで自由に出かけ、広い行動範囲の中で活動してきたものが出来なくなる不自由さ、そして自分の能力の喪失感、これはかなり大きなものだと思います。

高齢者の運転免許証自主返納を進めていくには、一過性の対応だけではなく、それに代わるぐらい大きな受皿を考えなければならないと思います。

さて、そこで、質問要旨３、今後の東庄町公共交通の目指す方向について。公共交通にはどのようなものがあるか、他市町村の導入事例などを伺います。公共交通といっても、その地域によっていろいろな様式があると思います。近隣地区の導入例などをご紹介ください。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長（向後喜一朗君）

質問要旨３、今後の東庄町公共交通の目指す方向ということで、他市町の導入事例等についてお答えをいたします。

他市町の導入事例ですが、近隣市町であります香取市、神崎町、多古町、銚子市、旭市に確認しましたところ、銚子市以外はどの市町においてもコミュニティーバスを運行しており、神崎町は運賃無料で運行をしているということでございます。

乗り合いタクシーは香取市の旧小見川地区、多古町、旭市で民間事業者が運行しております。

その他、市町によって路線バス、高速バス、電車などが公共交通として利用されていることが確認されております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

７番、板寺正範君。

７番（板寺正範君）

はい、ありがとうございます。

東庄町に合った公共交通は、どんなものがいいでしょうか。東庄町の町民の皆さ

んの要望、需要に対してシンプルに対応することだと思いました。考え方として、病院送迎と個別の用事の移動手段は、別のシステムが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

まず、東庄病院の送迎について考えていきます。

おでかけ号は、ほとんどの方が通院に利用していると思います。であれば、広い範囲を時間をかけて回って病院へ向かうというよりも、早く病院に到着する病院の送迎専用としての運行を検討してみてはどうでしょうか。現在のおでかけ号と病院送迎車、合わせてどのぐらいの通院者があるでしょうか。

先程､お話しさせていただいた町内で使用する１１ルートの合計は１日平均１７．８人、そこへ資料２の東庄病院の送迎車の１日平均１５．１人を足すとと３２．９人となります。東庄病院に公共交通で通院する方は、１日平均３２．９人と言えるのではないでしょうか。これを、例えば３台で送迎すると、１台あたり十数人を運べばいいわけです。自宅近くまで送迎しても、二、三往復で間に合うのではないでしょうか。

利用者は、事前に登録しておくことで予約が出来、家の近くまで送迎してもらうことが出来、雨の中、遠い停留所まで歩くこともない。乗車定員が８名程度の車であれば、２０２５年問題で利用者が、例えば５割増しになっても十分対応出来ると思います。これはそれほど難しいことではないと思います。

根拠としては、今の東庄病院の送迎車がほぼ同じことをしていて、１日平均１５人を送迎しております。迎えに行く場所が２ヶ所から４ヶ所程度になれば、これを３台で行えば、現状の送迎利用人数をクリアすることが出来ます。病院到着までもかなりの時間短縮と家の前までの送迎が可能になり、利便性がとても良くなると思います。

小見川旭ルートは、利用者数も比較的ありますし、今後も伸びる可能性もございます。ここは、しばらくはこの形でいいのかなと考えております。

この事業には、シルバー人材センターの大きな協力も当然必要になるかと思います。ご検討いただければと思います。

そしてもう一つは、運転免許証自主返納した方や車を運転出来ない方の買物や所用のための外出支援についてですが、やはりデマンド交通のようなドアツードアのシステムが必要ではないでしょうか。人も荷物もなるべく自宅近くまで運んでくれ

る自家用車的交通移動手段が欲しいところです。

今、高齢者の方が、一人、二人で暮らしている方が大変多いと思います。息子さん、娘さん、若い方は遠くで所帯をもって暮らしている、子供達には世話はかけられない。親戚、友達もいるが、いつもいつもでは、気軽に用事は頼めない、そんな思いを持っていられるのではないかと思います。

先日、８０歳ぐらいの女性の方から声をかけられました。話をお聞きしますと、もうじき自分は運転が出来なくなると思う。近くにお店がなくなり、車の運転が出来ないと買物にも行けなくなるのではないか。今のような生活が続けていけるか心配でたまらないということです。多少のお金の負担はあっても、今までのように自分で買物に行って、好きなものを自分の目で見て選んで楽しく買物をしたいと。そのための交通移動手段を考えてほしいとの要望でした。

長々と要望も含めお話しさせていただきましたが、東庄町の公共交通、目指す方向をお聞かせください。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長（向後喜一朗君）

東庄町の公共交通の目指す方向ということで、申し上げます。

議員が言われるように外出支援バスの運行実績や東庄病院の送迎状況を見ますと、東庄病院をはじめ、旭中央病院や香取おみがわ医療センターへの通院のための公共交通の果たす役割が一層大きくなっていくものと考えます。

外出支援バスについては、買物で利用する場合に、停留所から自宅までの移動が困難であるといったご意見も聞いております。ドアツードアのデマンド交通や福祉有償運送などの検討も進めていく必要があります。

病院の送迎の充実と日常生活における買物などのための交通手段の確保が検討にあたっての大きなテーマであると思います。議員のご意見は、より良い公共交通を考える上で貴重なご意見として承りたいと思います。

様々な交通手段を重層的に活用し、免許を返納した高齢者や障害を持つ人をはじめ、日常生活の移動が困難な人々にとって、利便性の高い公共交通の仕組みづくりを目指してまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

議長（山崎ひろみ君）

７番、板寺正範君。

７番（板寺正範君）

分かりました。議会、委員会としても、町民の皆さんの声を吸い上げ、より良い公共交通が構築出来るよう、協力していきたいと考えております。

それでは、最後に、岩田町長にお伺いします。

昨年１２月に発行された東庄町町制要覧２０２０のトップインタビューで町長は、１０年がかりで東庄病院を中心とした医療、保健、福祉の拠点づくりを実現し、後期高齢者一人あたりの利用費が県内で最も少ない、つまり千葉県一、健康で長生きなまちとなっていると述べておられます。是非その福祉の具体的施策として、東庄病院へのドアツードアの無料送迎と安心で便利なデマンド交通、この二つの事業を追加していただきたいと思います。

東庄町の公共交通に関する町長の所見をお伺いし、質問を終わりにします。

議長（山崎ひろみ君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、板寺議員のご質問にお答えしたいと思います。

今のお出かけを支援するバスということで、今からもう２０年近く前にこの案が出て走らせてきたわけであります。実は、高齢者対策事業、外出支援事業、これが該当にならないかということで、堂本知事がこの公民館の会場に見えまして、町民の方と親しく話をされた時に、私の方から、今、こういうような状況下であるんだけれども、公共交通のバスが路線の関係をやめてしまうという話が出てきました。いわゆる銚子方面に主に、小見川発銚子駅行という形のものがでていたし、また、神代に回って、干潟を抜けて旭へ行くというバスがあったんですが、そういうコースも全て駄目になってしまうということでありました。そういうことで、お出かけをするにも、当時は今の大体８０前ぐらいの方達の時代でありますから、ちょうど病気にはあまりならないというような状況下ということもあったんですが、実は、このバスの利用者がほとんどなかったんですね。実は新規に笹川駅を結んでいるバスが、また乗客が二人とか三人ぐらいしか乗っていないというようなことがありました。ただ、その補助金として、バスを運行するお金は大金だったんです。年間で

１千数百万円、町に交通費を要求してきたわけであります。その時に高齢者対策事業費というものがありまして、それを充当出来ないかということで、今のバスを２台導入して、運転手を募集し、また無料で町内巡回、要望はどんどん出てきまして、バスを利用したいということで、当時の高校生、若い子まで今度は旭までルートを広げましたので、私達も乗れないかということもあったんですが、高齢者の対策事業と言われましたけれども、それでは町の全て、学生達、今のいわゆる交通弱者、免許を持っていない人達が乗れるということにしました。その形で、旭に学校に通うことになった子供達も、特に雨の日は乗ってくださいというようなことを申し上げて、旭行きのバスに乗ったりいたしました。

また、たぶん栗源発でドッキングさせて干潟から運んだりしたのですが、この話が、実は維持費の５分の４ということで、県から、県というよりも対策室で、向こう５年間、ですから費用があまりかからないということもあります。やはりそういうふうなことが広まって、近隣でも大変珍しいということで、千葉テレビなんかが取材したり放映されるということでこういった形のバスが県内に広まっていったのも事実であります。

しかしながら、今、お話を聞いていまして、大体今、いろいろな手段があって、デマンドも含めて、そういう形での運行そして、年齢層が、先程申し上げた我々の年代層になるんですが、これがずっと年を重ねて７０歳から含めてで８０歳までの間の人達が１０年間で一番人口比率が高いわけなんです。その方達が今、免許を持っている率も高いと思いますが、これからの方達は女性も含めてもっともっと免許を持ってる人達が出てくるだろうと思います。そういう人達が、ある程度、もう１０年たったらどうなるかということになりまして、人口が極端に減るということになります。ですから、今度、病院の考え方のシステム、今までは応用のきく形でいろいろなことをやってきたんですが、これからまたきちっとした形で通院用のバスは通院用のバスで進めたり。

私は皆さんと一緒に議会の関係で徳島県の上勝町というところに参りました。早めに帰るので、車を呼んでくれないかということで、徳島駅まで車で行ったことがありました。その時に民間の方が来まして入会金を払ってまずそれから、その距離感のタクシーより非常に安い、合計しても半額ぐらいのシステムを作っていました。どういった方が利用が多いですかと聞いたら、我々はもう仕事が定年退職でリタイ

アですので、何かあれば手伝いでも、燃料を使って運転をしてというと、運転はやぶさかではないが、燃料費というのはまた別の問題だと思うので、年会費を払って費用としていただくような形。ですから、タクシーの半額ぐらいで運行していきたいなと、ちょっと用事をやっているので待っていてくれませんかということがあるとすれば待つ。また、地元に帰ってくるコースも出来るという話をしておりました。だから、手段というのは、その時々、変わってくるんだと思います。今、高齢者達も免許証を持っているので、自前で運転できる方も非常に多いと思います。ですから、その人達もあえて今度は体の調子が悪くなってしまうようになってくれば、公共的なものにお世話になるしかないと思いますので、今、一連の質問の中にもありましたように、今、何がベターなのかということを考えるというもありますし、費用の面もあるし、これからの何年間、それはもう毎年のように協議していっていただきたいなと思っております。作ってしまったらそれでいいというような、やはり毎日のように運行しますけれども、やはり会議の中で色々な質問がでてデマンドは今、こういうような形でやるという。ですから、いろいろな応用を組み合わせた中で効率よく運用している所の視察等をしていただきたいて、これを入れるということであれば、町にふさわしい効率のよいものに変えていきたいと思います。一つ申し上げたいと思います。

タクシーの運転手の話であります。この町の人達は、困っている人が多い、買い物に行けない、タクシーの運転手はいつも指名してくれるというんです。だけれども買物が終わるまで待っているか、ドアを閉めてその人と一緒になって店内に入って車をおして、買物を手伝ってくれる、なおかつ一緒に帰って、それから足が悪いので自宅のところまで、もう半分背負うような形で行ったりしているという話ですから、ですから、民間のタクシーの人達は低額の料金と見られますけれども、そこまでやってくれているタクシーがいるということであれば、もっと町民の方でもそれをお手伝いしたいという方がいれば、そういう方達にもお願いしたり、またいろいろな集まりの中で、そういう話を進めていきたいと思います。

やはり、その時々、時代、そういうものを拝見してこういう形のボランティアの組織の拡大、また退散したりということがあるんだろうと思います。これがいいと思っても、またそれが時には変わるということも出てくるんだろうと、やはり議会を含めて、町民の方に話をききながらこの町に一番ふさわしい形の公共交通にして

いければというふうに考えております。

ですから、今、ふつりあいな部分はどんどん変えていきたい、こういうふうにしていきたい、またもう少し人間味が入った、非常にお世話になったと感謝が生まれるような手段を考えていければいいのではないかと、私はこういうふうに思っています。

作った者の、走らせた者の責任として、是非ともそれを実現したいなと、今日は大変、いい意味でのご質問でありました。ありがとうございました。

議長（山崎ひろみ君）

以上で、板寺正範君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午前１１時１５分といたします。

（午前１１時０４分　休憩）

（午前１１時１５分　再開）

議長（山崎ひろみ君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、６番、佐久間義房君。

６番（佐久間義房君）

こんにちは。私ごとですけど、昨日、二度目のワクチン接種を受けてきました。二度目は何か熱が出るという人もいたので、最初から解熱剤を飲んでいったら、熱も出ないし、体調も何ともないです。若くないので。

それでは、一般質問をさせていただきます。

質問事項、新型コロナウイルスワクチンの予防接種について。質問要旨、現在の予約方法と今後の対応について。

新型コロナウイルスワクチン接種については、全国の自治体において予約、申込み、接種が開始されております。東庄町においても、コールセンターを設置し、４月２６日から高齢者のワクチン接種の予約受付を始め、５月１０日から接種を開始しておりますが、高齢者の方から電話がなかなかつながらず、予約が出来ない状況であると再三、伺っております。中には、電話がつながらないため、接種を諦めてしまった方もいると聞いております。

また、パソコン等による予約が困難な高齢者も多いと思われます。そこで、東庄町における当初の予約方法と予約について、当初から見直したところがあるかお伺

いします。

一問一答で行いますので、次からの質問は自席で行います。

議長（山崎ひろみ君）

健康福祉課長、池田聡子君。

健康福祉課長（池田聡子君）

それでは、質問事項１、新型コロナウイルスワクチン予防接種について、質問要旨１、現在の予約方法と今後の対応についてで、町における当初の予約方法と予約方法について当初から見直したところがあるかについてお答えいたします。

町における新型コロナウイルスワクチン接種の予約方法については、電話、またはインターネットによる予約となります。４月１日にコールセンターを開設し、４月２６日、午前９時から電話及びインターネットで高齢者のワクチン接種の予約受付を開始し、同日、午後０時３０分に、予定していました５月２８日までの予約が全て埋まってしまったため、予約を一時休止し、広報無線及び町ホームページ、また５月１日にチラシの全戸配布を行い、町民の方へ周知しました。

５月７日、午前９時に予約を再開しましたが、５月１７日、午前１０時３０分に、予定していました９月３０日までの予約が全て埋まってしまったため、現在、予約を一時休止しております。

予約にあたっては、コールセンターの電話がなかなかつながらなかったため、町民の方にご迷惑をおかけしたことは大変申し訳なく思っております。

予約について、当初から見直した点ですが、６月１日からコールセンターを１回線増設し、また、インターネットでの予約が困難な方に対しまして、保健福祉総合センター及び役場において職員がインターネットの予約支援を行うこととしました。

私からの答弁は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

６番、佐久間義房君。

６番（佐久間義房君）

ファイザー社のワクチン接種については、１回目の接種から２１日後、約３週間、なるべく早い時期に２回目の接種することになっておりますが、早目に接種した人は、２回目の接種をする時も１回目と同様に予約を取る必要があると伺っております。６月１８日以降接種した人は、予約方法を変更したと聞いておりますが、どの

ように改善したのかお伺いします。

議長（山崎ひろみ君）

健康福祉課長、池田聡子君。

健康福祉課長（池田聡子君）

それでは、２回目の接種予約についてお答えいたします。

議員がおっしゃられるように、現在、接種しているファイザー社のワクチンについては、１回目の接種から２１日後のなるべく早い時期に２回目の接種をすることになっております。

当初は２回目の予約を１回目の接種終了後の１週間後から１回目の接種と同様にコールセンターへの電話、またはインターネットによる予約としておりましたが、５月１７日からは集団接種及び医療機関での個別接種において、１回目接種終了後に２回目の接種日時をお知らせすることとしました。これにより、ご自身で２回目の接種予約を取る必要はございません。このように変更いたしました。

私からの答弁は以上であります。

議長（山崎ひろみ君）

６番、佐久間義房君。

６番（佐久間義房君）

国は高齢者のワクチン接種について、各自治体が７月末までに２回目の接種を終了出来るようにと言っておりますが、いまだ予約が取れない人もいると聞いております。東庄町における高齢者の現在の接種状況と終了時期の見通しについてお伺いします。

議長（山崎ひろみ君）

健康福祉課長、池田聡子君。

健康福祉課長（池田聡子君）

それでは、町における高齢者の現在の接種状況と終了の時期の見直しについてお答えします。

高齢者の１回目の接種予約状況ですが、３，７３８人の方が予約をしており、既に９月の末まで予約の枠が全て埋まっております。６月４日現在、１回目を接種した方は８０７人、２回目の接種を終了した方は１３３人でございます。

高齢者の接種終了時期の見通しですが、議員がおっしゃられるように、国は高齢

者の接種につきましては、各自治体において７月末まで２回目の接種は終了出来るようにと言っております。町では７月末までに高齢者の接種が終了出来るよう、医療従事者を確保し、６月２６日の土曜日と７月の毎週土曜日に保健福祉総合センターで新たに臨時の集団接種の日程を設け、集団接種の予約をされた方を対象に前倒しで接種いたします。これにより、９月末までの集団接種に予約された方につきましては、７月末までに２回の接種は終了する見込みでございます。

また、町内の各医療機関、東庄病院、岡野医院、ほり医院についても、予約された方の個別接種の方につきましても、接種予約数を増やして前倒しで接種を行っていただいており、早目の接種終了にご協力をいただいております。

私からの答弁は以上です。

議長（山崎ひろみ君）

６番、佐久間義房君。

６番（佐久間義房君）

それでは、各状況、接種人数も増えるということでよろしいですね。

ワクチン接種後のアナフィラキシーショック等で体調が急変した方が出た場合、どのような対応を町では考えているんでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

健康福祉課長、池田聡子君。

健康福祉課長（池田聡子君）

それでは、アナフィラキシーショック等で体調が急変した方が出た場合の町の対応についてお答えいたします。

ワクチン接種後は、通常１５分の経過観察を行っており、集団接種会場においては、問診した医師が待機をしております。また、集団接種会場には救急対応のベッド及び薬品等を備えております。接種後、アナフィラキシーショック等で体調が急変した方が出た場合は、会場にいる医師に連絡し対応していただき、東庄病院へ搬送出来るよう連携を取っております。

また、医療機関においては、個々に対応してもらうこととなっております。

私からの答弁は以上です。

議長（山崎ひろみ君）

６番、佐久間義房君。

６番（佐久間義房君）

集団接種及び個別接種で、当日、キャンセルが発生した場合に残ったワクチンの有効利用活用するために、どのような対応を取るのかお伺いします。

議長（山崎ひろみ君）

健康福祉課長、池田聡子君。

健康福祉課長（池田聡子君）

当日、キャンセルが発生した場合の対応についてお答えいたします。

キャンセルが発生した場合には、ワクチンの廃棄を避けるため、集団接種会場では集団接種業務に従事する関係者、おでかけ号のバスの運転手など、ワクチン未接種の方へ接種をしております。

また、個別接種では、それぞれの医療機関において対応をお願いしております。

今後、キャンセルが発生した場合の対応については、他の自治体等の例を参考に効率的に有効活用をしてまいりたいと思っております。

私からの答弁は以上です。

議長（山崎ひろみ君）

６番、佐久間義房君。

６番（佐久間義房君）

その辺については、いろいろ各地で問題が大分起きているようですけれども、町のいい対応方法を考えてください。

高齢者のワクチン接種が一段落すると、６４歳以下の町民の方のワクチン接種が始まると思います。そこで、６４歳以下の対象人数、接種券の配送方法及び時期、接種の方法、終了時期の見通しについてお伺いします。

議長（山崎ひろみ君）

健康福祉課長、池田聡子君。

健康福祉課長（池田聡子君）

それでは、６４歳以下の町民の方へのワクチン接種について、対象人数、接種券の郵送方法及び時期、接種の方法、終了時期の見通しについてお答えいたします。

１６歳以上６４歳以下の対象人数は６，８３７人、接種券の郵送方法及び時期につきましては、基礎疾患を有している者が優先接種となるため、接種券は７月中に一括で郵送いたします。

また、予約につきましては、基礎疾患を有する者、それ以外の者について、例えば、１０歳刻みと年齢を区切るなどして予約をしていただく方法等を検討しております。

接種方法は、集団接種と個別接種を併用で実施、開始時期は８月中、終了時期につきましては１１月下旬を見込んでおります。

ワクチン接種については、日々状況が変化しておりますので、国の動向等を注視しながら業務にあたってまいりたいと思っております。

私から答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

６番、佐久間義房君。

６番（佐久間義房君）

その辺は、町のいい方法で対応していただければ混乱なく、スムーズに接種が出来ると思います。

最後に、コロナウイルス感染症終息の目途が立たないなか、町職員も大変だと思いますが、スムーズなワクチン接種が出来るよう、また高齢者については一日でも早く接種が終了出来るよう、体制整備を要望して、一般質問を終わります。

議長（山崎ひろみ君）

以上で、佐久間義房君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後１時とします。

（午前１１時３０分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

議長（山崎ひろみ君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

２番、柳堀忠君。

２番（柳堀　忠君）

それでは、２番、柳堀です。通告に従いまして、質問させていただきます。昼食後の非常に眠い時間ではありますが、その睡魔に負けないような質問内容とさせていただければと思っております。

私の質問事項として、緊急時に備える情報伝達と地域力ということで、二つにつ

いて質問させていただきます。

まず一つ目として、町民への情報伝達。これは新型コロナウイルスワクチン接種の予約状況の混乱から思う速やかに正確な情報伝達に対する認識をお伺いしたいと思います。

二つ目として、防災・減災としての地域力。コロナ禍における人と人との関わり方における地域力の維持について質問させていただきます。

それでは、まず一つ目の質問として、町民への情報伝達について質問させていただきますが、これは午前中、佐久間議員より質問のありました内容と入り口で被ることがあるかもしれませんが、ご容赦をしていただいて、質問させていただきたいと思います。

町は、新型コロナウイルスワクチン接種について、第１回目の接種予約を４月２６日からコールセンターとインターネットで開始しました。しかし、なかなか予約の出来ない状況となりました。これは東庄町のみならず、全国の自治体でもこのような状況が発生し、ニュース等で報道されました。中には予定されていない予約方法を求めて住民が集まってしまい、そこで三密の状態となり、感染の危険性が増してしまった自治体もあったと聞いています。

急遽予約を中止し､当初の予約方法と違う手段で再開した自治体も相次ぎました。全国一斉で、しかも初めてのことであり、様々な課題が顕在化するのはある意味仕方のないことと思います。しかし、突然のワクチン接種というわけではなく、情報としては国なり県より届いており、それに基づいて準備を進めていたと思います。その後の対応については、関係部署担当者、医療関係者など、最大限の対応により接種も進められてると認識しております。その対応には感謝を申し上げると共に敬意を表します。

実は､接種対象の高齢の方が予約開始日の翌日にワクチン接種の予約が出来ない、どうしたら良いか、妻は病気であり早めに接種を予約したいなど、私に問合せがありました。

ところが、私に問合せをしてきたのはこの高齢の方ではなく、茨城県在住の共通の知人を通してです。早速、町担当者に確認し、その知人から状況を伝えてもらうと、次回の予約を待ちます、ひとまず安心しましたとお返事をいただきました。

この接種を希望する高齢の方は、予約出来ない状況について町からの情報が届い

ていない、町の情報を取りに行く手段、方法を持っていない、または使えない、いずれかの事情から、知人を介しての連絡だったと思います。

そこでお尋ねしたいと思います。

一つ、なぜこのような混乱を招く状況になったのか。

二つ、予約を一旦終了とし、改めて再開をしましたが、再開のお知らせはどのような方法で行ったか。その方法で町全体に、特に接種対象者である高齢者へ届いていると認識していたのか。

今回は、ワクチン接種の予約についてであり、生命に危機を及ぼすような緊急を要する連絡事項ではなく、時間がかかっても知っていただくことが出来たのかと思います。町は速やかに知らせることが出来ると考えて情報の周知を行ったと思う。がしかし、町が予定する結果であったとは思えない。これが自然災害発生などの緊急を要する避難指示等であったらどうであったか。速やかに正確に周知出来たのだろうか。今回の状況は、緊急時と違うとの認識の中での連絡であったからなのか、あるいは現状の連絡方法をもって最大限周知に努めた結果なのか。

そこでお尋ねしたいと思います。

一つ、町民へ速やかに知らせるための連絡方法はどういう手段を持っているか。

二つ、その手段は緊急時でも十分対応出来ると認識しているのか。

そして、次の質問に移ります。

二つ目として、防災・減災としての地域力。

最近は、自然災害の発生頻度、規模が拡大しております。町は緊急事態、または町民へ知らせなければならない情報が発生した場合の情報発信は、速やかに確実な伝達が使命であると思います。十分な整備をお願いしたいと思います。しかし、一方で災害など、発生時に緊急な対応が必要な時、緊急連絡を待たずの対応もまた必要となることもある。国は、公助、共助、自助というように、公による情報発信とセーフティーネットが大事なことはもとより、状況によっては地域に住む人達が地元の情報を基に行動を起こすことが重要である。その時大事なのが行政協力員であり、もっと身近だと隣近所であり、人とのつながりであり、お互いに情報を共有することである。いまだコロナ禍であり、各地区の行事などが中止、延期とされている。これにより地域住民のつながりが希薄になっていないか。最近、近所に住んでいる人の状況が分からない状態になっていないか。顔の見える付き合いが出来てい

るか危惧されるところであります。公助、共助、自助の中の共助と自助の間に近助、これは近くで助け合うということで、隣近所の関わり合いをもって助け合うという意味で、近所の人を助け合うという考え方をしました。これを入れてもらって、まずは行政協力員、隣近所の関わりを密にして防災・減災に対して地域力を上げていく必要があると考えます。

そこでお尋ねいたします。

一つ、いまだコロナ禍であり、行政協力員の活動には様々な制約があることは十分承知しております。町は通常と違う中で、どのような使命を行政協力員に持ってほしいと考えているかお尋ねしたいと思います。

二つ、隣近所の関わり合いによる地域力について、どのような認識を持っているかをお尋ねしたいと思います。

町主催の様々な行事、イベント及び地区の祭礼なども中止、延期である。また、小学校統合により旧小学校区を中心とした顔の見える集まりの機会も少なくなってきております。コロナ禍でも出来ることを考え、企画していただいて、その活動をもって地域、そして隣近所の力を絶やさず育んでアフターコロナに備えていかなければならないと思います。

総じて、質問、ご答弁を願いたいと思います。この後は一問一答ということで、自席で質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

健康福祉課長、池田聡子君。

健康福祉課長（池田聡子君）

それでは、質問事項１、緊急時に備える情報伝達と地域力。質問要旨１、町民への情報伝達でなぜ混乱を招く結果になったのか、また、予約再開のお知らせをどのような方法で行ったのか、その方法で接種対象者である高齢者へ届いていると認識していたのかについて、お答えいたします。

最初に、なぜ混乱を招く結果になったのかについてお答えいたします。

当初、国からの具体的なワクチン供給量のスケジュールが示されなかったこと、また医師等の医療従事者の資源が乏しく、十分な予約枠を提供出来なかったこと、コールセンターへの電話がなかなかつながらなかったことやインターネットでの予約方法が分かりにくかったことなどが混乱を招く結果になったと認識しております。

次に、予約再開のお知らせをどのような方法で行ったのか、その方法で接種対象者や高齢者へ届いていると認識していたのかについてお答えいたします。

４月２６日に高齢者のワクチン接種の予約受付を始めましたが、予定していた予約数は全て埋まってしまったので、予約を一時休止し、５月７日に予約を再開しました。予約再開に際し、チラシの全戸配布、防災行政無線、町のホームページで町民への周知を行いました。また、シニアクラブや遺族会等、各種団体の総会時に説明を行いました。インターネット環境がなく、町のホームページを見られない高齢者や防災行政無線が聞き取りにくい高齢者などがあり、町内の高齢者に情報が届いていない人がいるということは認識しておりました。

私からの答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長（向後喜一朗君）

それでは、私から町民への情報伝達として速やかに知らせるための連絡方法等の手段について、ご質問にお答えいたします。

今現在、町で整備し、活用出来る連絡手段としては、防災行政無線、防災ラジオ、防災メール、エリアメール、回転灯つきの広報車両、県防災情報システムと連動したＮＨＫや千葉テレビ放送等の報道機関への情報提供、町ホームページ、ヤフー防災速報アプリ、要援護者台帳に登録されている方への電話連絡などがございます。

また、災害の発生する恐れがある時は、各地区の実情を細かく把握している行政協力員や消防団、民生委員の方々への協力を依頼し、電話連絡や巡回などを行っていただいているところでございます。

次に、その手段は緊急時でも十分対応出来ると認識しているのかとのことにつきましては、町防災行政無線や県防災情報システムについては、保守点検を行っている他、非常用電源も整備しており、７２時間程度の停電にも耐え得る設備となっております。メール等についても、町内が停電になり、パソコンが使用出来ない状況であっても、携帯電話を使用し、防災メールを送信することが可能なシステムとなっております。

これらのことから、町で整備している機器関係においては、緊急時でも対応出来るものと認識しております。

また、過去には、東日本大震災や令和元年の台風１５号の時など、行政協力員や消防団、民生委員の方々に、実際に区内の状況報告や高齢者等の要援護者への声かけをお願いし、いち早く町内の状況を把握し、対応出来た実績もございます。

しかしながら、近年は、異常気象によるゲリラ豪雨や勢力を増している台風、更に首都直下地震や千葉県東方沖地震など、大きな地震も想定されています。現段階では、広報や連絡手段は十分対応出来ていると認識しておりますが、そこで満足することなく、より一層安全な二重、三重の対策を考えていく必要があると思います。

次に、質問要旨２、防災・減災としての地域力について、お答えさせていただきます。

まず、コロナ禍である通常とは違う中、どのような使命を行政協力員の皆さんに持ってほしいと考えているかということでございますが、行政協力員の皆さんには、日頃から地元と行政のパイプ役として様々な面でご支援、ご協力をいただいているところでございます。町では、各区を、区長さんを中心に区内で助け合う自主防災組織と位置づけております。万が一の災害時の対応としては、まず区長さんご自身やご家族の安全が最優先とした上で、１番目に町の災害対策本部への連絡及び要請、２番目に区域内の被害状況等の情報収集、３番目に区民への避難情報の伝達、４番目に避難所の運営等への協力、５番目に救護物資の配布、以上の５点をお願いしているところでございます。

こうした内容は、区長会の総会で資料を基に説明する他、防災訓練に参加いただき、災害時の行動を確認していただいております。

この他、各地域の特性にあった体制づくりを支援するため、自主防災組織として必要事項や組織の運営関係などを取りまとめた自主防災組織の設立運営マニュアル策定キットを各区長さんに配付しております。町でも各地区で独自の自主防災組織の運営できるよう支援してまいります。

東日本大震災の際は、東庄町内で１，８００件の住宅被害がありました。区長さんや区の役員さんが率先して区内を回り、区民の安否確認をしてくださいました。また、民生委員の皆さんはそれぞれの担当地域を回ってくださいました。その後、職員が被害の全戸調査を実施しましたが、非常にスムーズに調査を行うことが出来たのも前もって区長さん方が区内を回ってくれていたからでございます。

また、一昨年の台風１５号の際は、長期にわたる停電が発生し、町民の皆さんの

健康被害が危惧されました。特に停電が長引いた神代地区の区長さん方には、区内を回って区民の健康状況の把握や困り事の把握に努めていただきました。このように災害時における区長さん方の役割は、消防団と同様、大変大きなものがあると考えております。

次に、隣近所の関わり合いによる地域力についての認識でございます。

隣近所は、災害時は特に身近な存在となります。お互いさまの気持ちで助け合うことで被害は最小限に抑えることが出来るものと考えます。

昨今、隣近所の関係が希薄になっているという状況が、都会に顕著でございますが、農村部に位置する東庄町では、近所付き合いなど、地域のつながりが比較的強い地域であります。人口減少が続く中ですが、地元の祭りの存続など、行政として支援出来ることを進め、地元住民のつながりが維持出来るよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。お願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

２番、柳堀忠君。

２番（柳堀　忠君）

ご答弁ありがとうございました。

まず、健康福祉課のご答弁、今日は一日、再三にわたってコロナの関係の質問ございましたが、丁寧なご答弁ありがとうございました。

そうはいっても、認識はいかがかということで伺ったご答弁でございまして、やっぱり町民も不安はあったわけです。今日のご答弁聞いていますと、その情報伝達に対しては、様々な連絡手段を駆使して努めたことは理解出来ます。理解出来ますが、その手段では情報を必要としている町民に、確実に、正確に伝わってはいないということがやはり認識されておったということです。

その中で、その情報が届いていない、情報がつかめない町民の方は、相当な不安の中で数日間過ごしたのかなと、やはり国なり県なりの情報量は、確かにニュースを見ても分かるとおり、非常に少ない、あやふやな不正確なところが、ニュース等々で報道されています。それは理解するにしても、やはりもう少し丁寧なご対応がいただければと思った次第です。

自治体への対応とか情報は、国、県からの伝達なり指示があると思いますけれど

も、それよりも私の思うのは、新聞ニュース、またはワイドショーのような情報発信するメディアの発信の仕方と、行政から町民が、我々が受け取る情報の格差が、時間の差がある。この中で、メディアから発進される情報だけが１人歩きしてしまって、今、自分達はどこに今いるのか、国や県、または自治体が発信する情報などのどこにいるのかということを確認しようがなく、不安しかない。そういう意味ではやはり、今日はご答弁いただいたような情報伝達のツールを駆使していただきたい。今回は初めてのことですし、なかなかスムーズにいくということも難しいかと思いました。でも、これからは、これらに留意していただいて、これまでどおりに緊張感を持っての情報伝達、町民が安心できる感染予防をしていただきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今日は情報伝達についての認識を伺いました。消防等については、これからも現状の対応でしっかりとやっていただけるとの事ですので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、総務課のご答弁、ありがとうございました。今、健康福祉課の方にも意見として伝えさせていただきましたが、様々な情報伝達ツールを持っております。中にはやはりデジタル化の中で、発信する者と受信する者との意識差、年齢差があって、正確に機能しているかどうかを考えていく必要があるのかと思います。

しかし、その中でやはり、ご答弁いただいたように、地域力として重要な任務の行政協力員との、人とのつながりの中での情報伝達がある、最終的にはそこによるものだと思います。そういうものをこれからも大切にしていっていただいて欲しいと思います。行政協力員は、１年の任期でございますので、なかなか行政からのお願い事がすぐ伝わるかどうかは分かりませんけれども、お互いのコミュニケーションをとりながら、コロナ禍でありますが、町民のために、これからもご努力をお願いしていただきたいと思います。これから自然災害の台風等々の季節に向かって行きますので、今のうちからそういう準備を進めまして、真摯な対応、緊張感をもった危機の運営をお願いして、質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

以上で、柳堀忠君の一般質問を終わります。

次に、１１番、高木武男君。

１１番（高木武男君）

１１番、高木です。

公園の再生について、質問させていただきます。

私が公園のそばを通った時に、公園内を散策している人を見かけたことがありません。公園の有用性については、時代と共に変わってきています。公園が設置されてから数十年が経過しており、利用者のニーズに合ったものでなければ見向きもされなくなります。ここで一度立ち止まって、公園の再生について考えてみる必要があるのではないかと考えます。

公園の再生が、今、なぜ問われているんでしょうか。現在の公園は、画一的であり、美しく魅力的な緑地空間となっていません。雑然とした公園緑地も判で押したような形状と樹種で地域性や里山の風情が全く感じられません。これでは行政のための公園であって、私達の公園ではありません。

公園は、自然の縮景であり、美的感覚を満たす場所であり、自然界からの教育の場でもあります。生物多様性や温室効果ガスへの対応、そして時代の要請の的確な把握に努め、環境時代へ適応することが求められます。

町は、公園の再生について、どのように認識していますか、考えをお聞かせください。

なお、要旨１、公園の現状について、要旨２、公園は何を求められているか、要旨３、みんなの公園を目指してについては、自席にて一問一答で質問させていただきます。

議長（山崎ひろみ君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、高木議員から質問がありました公園の再生の認識について、お答えいたします。

公園は、子供からお年寄りまでの幅広い年齢の方が自然に触れ合い、レクリエーション活動や健康維持の場して必要な場所です。東庄町でも幾つも公園を管理しておりますが、議員がおっしゃるとおり公園設置から年月がたつにつれ、木が生い茂ってしまったりして、設置当初に比べ魅力を失ってしまった公園も幾つかあるのも事実と認識しております。町としても少子高齢化、過疎化、防災などを含め、時代

に即したそれぞれの公園の在り方を考えていく必要があると認識しています。

以上でございます。

議長（山崎ひろみ君）

１１番、高木武男君。

１１番（高木武男君）

では、要旨１、公園の現状について。町の公園の中で、ふれあい公園の現状についてお聞きします。

旧神代小学校跡地に出来た公園であり、校舎と運動場の跡地はゲートボール場となっており、その他は椎の木の林が続いています。時々ゲートボールをする人が集まっていますが、それ以外に公園内を散策する人は見受けられません。鬱蒼と茂った椎の木林は、薄暗く、見通しも悪く、怖くて近寄りがたい場所となっています。

このふれあい公園の現状について、町はどのように認識していますか。また、この現状を打開する考えはありませんか。考えをお示しください。

議長（山崎ひろみ君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

ご質問のありました質問要旨１の公園の現状について、ふれあい公園の現状と打開策についてお答えいたします。

まず、ふれあい公園の現状ですが、平地の多目的広場では、高齢者などがグラウンドゴルフとして各団体が毎週４日ほど活動的に行われており、高齢者健康維持の場、コミュニケーションの場として大いに利用されております。

多目的広場に隣接する交流センターでは、琴や尺八の練習などに利用される団体もあり、文化活動の場としても利用されております。

また、交流センターに隣接して公衆トイレが設置されております。

これらの機能を維持するために、町ではふれあい公園の交流センターやトイレの清掃業務、これらにつきましては年に４回ほど、除草や剪定などの維持管理を行っております。

ふれあい公園は自然豊かな公園で、椎の木など、大木など、この地域の特性に合ったものであり、魅力の一つと考えております。木は、斜面の保護の役目もしております。しかし、議員ご指摘のとおり、公園前は木が生い茂り、うっそうとして見

通しが悪いところがあり、子育て世帯の利用者数が少ないことも事実と認識しております。

今後の利用者数を増やす打開策としては、ふれあい公園の特性を生かしながら、まず景観を損なう要因となっている樹木の剪定などを行い、一方では、ふれあい公園に関しては再生企画を検討し、多くの人に親しまれるような公園をつくる必要があると認識しております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

１１番、高木武男君。

１１番（高木武男君）

要旨２、公園は何を求められているのか。

日本人は、昔から自然の景観や里山風景に安らぎを感じて、旅行を楽しんでいます。

大勢の人々が集まる公園は、人々の求めに応ずる何かがあるからではないでしょうか。例えば、ひたち海浜公園では、令和元年度には２２０万人もの来場者が、ネモヒラ、チューリップ、水仙、コキア等の草花を愛でるため全国から集まったのではないでしょうか。

ふれあい公園は、ひたち海浜公園の１００分の１ほどしかありませんが、みんなの求めに応じた公園づくりは可能だと思います。

自然の景観や里山風景が土台となり、草花の植栽は昆虫が花の蜜に集まるように人々を引きつけます。公園の適正な管理は、生物の多様性や温室効果ガスの吸収等の地球環境への貢献があります。

公園は、自然の縮景であり、人々は安らぎを求めて園内を散策するのでしょうか。また、子供達にとっては園内に生息するいろいろな動植物に触れ合うことで、環境や科学の学習が楽しく出来るようになると思います。

その時代と共に変わる町民からの公園に対する要望に対して、的確に対応することが求められているのではないでしょうか。

町は、ふれあい公園について、どのように認識していますか、考えをお示しください。

議長（山崎ひろみ君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

質問要旨２の公園は何を求められているのか、公園のニーズとふれあい公園の認識についてお答えいたします。

まず、公園の役割については、レクリエーションやスポーツを楽しむ場であり、教養、休息に資する役割があります。また、議員がおっしゃるとおり、公園の豊かな自然は二酸化炭素の排出の抑制につながり、子供達にとっては環境学習の最適の場となります。

ふれあい公園は、災害時に指定場所として町民の安全を守る防災拠点にもなっており、町としても大切な公園と認識しております。そのため、このふれあい公園の整備や管理について、利用者や地域の方々、議員の皆様と一緒に考える必要があると考えております。

また、専門家のコンサルタント等の方に、再生計画について、委託等を検討する必要があると認識しております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

１１番、高木武男君。

１１番（高木武男君）

それでは要旨３です。みんなの公園を目指して。

公園を散策する人は全く見受けられません。それでも公園の維持管理は続けられています。これでは行政のための公園と言わざるを得ません。ふれあい公園をみんなの公園とするため、いろいろと考察したいと思います。

ここは県道に面しており、人家も少なく、山林や竹林に囲まれています。県道笹川・旭線の中間ぐらいにあり、何をするにも非常に良い場所です。

ふれあい公園の再生を目指す基本的な目標として、１、里山風景の再生。昔話におじいさんは山へ芝刈りに行くとありますが、今考えてみると、山に芝など生えていないと思ってしまいますが、毎日毎日せっせと草を刈っていると、やがて芝が生えてくるということです。これは事実です。山の下刈りをすると山百合、山つつじ、春蘭、金襴、リンドウ等が顔をのぞかせます。新規の植栽はなるべく控えて、自然の営力を生かした里山の再生です。

２、生物多様性の保全。いろいろな草花や実のなる木、花の咲く木等のある公園には、昆虫や小鳥や小動物が集まり、多様な生物の住みかとなります。

３、自然から学ぶ教育の場所。動植物達の進化の歴史の中で身につけてきた知恵や能力、自然の循環を科学の視点から見つめ直し、物づくりや暮らしに生かされています。

例えば、ミツバチの巣作りの一例として、ハニカム構造があります。丈夫で軽いということで飛行機の翼にも利用されています。子供達には自然から学ぶ楽しさと学ぶヒントを与えてくれます。

４、プラスアルファ。人々は美しい自然の景観に安らぎを感じただけでは満足せず、おいしいものを食し、お土産までも欲しがるものです。いくら完璧な公園を造ったとしても、足を運んでくれる人は本当に少ないと思います。大勢の人がふれあい公園を目指して来てくれるためには、このプラスアルファが一番大事なことではないでしょうか。

今、四つの基本的な目標を申し上げましたが、１番目の里山風景の再生について、どのように考えていますか。

議長（山崎ひろみ君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

ご質問の里山風景の再生についての考えについてですが、里山再生についてですが、整備された里山の風景は美しいものです。しかし、里山風景の再生については、こまめな日常の管理が課題となります。美しい景観を増やす一方、実現可能な維持管理や経済性の検討が必要なことと考えております。いずれにしても、里山再生については、行政だけでは困難で地域の方々など多くの方にご理解ご協力を賜りたいと考えております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

１１番、高木武男君。

１１番（高木武男君）

里山風景の管理維持なんですけれども、そんなに難しいことはないんですよ。そんなに専門家の、造園業者さんとか、そういう必要はないんです。ちょっとした剪

定と下刈り、これが里山管理の原点です。ですから、例えば、シルバー人材センターの方や、里山の再生に協力したいボランティアの方、もちろんいるでしょう。この里山管理というのは難しいことじゃないですので、是非ご理解いただきたいと思います。

次に、生物多様性について、お願いします。

議長（山崎ひろみ君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、生物の多様性についてお答えいたします。

様々な生物を保全することは、豊かな自然を守るということにもつながります。ふれあい公園についても、現在、樹木や植物の生息の特性を生かしながら、議員のおっしゃるとおり人が手が触れないことが大切だと認識しております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

１１番、高木武男君。

１１番（高木武男君）

それでは、３番目の自然から学ぶ教育について、どのような認識でしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、自然から学ぶ教育についてお答えします。

子供達にとって自然に触れ合っていただくことは大切なことであり、公園の大きな役割の一つだと思います。ふれあい公園についても、それを生かして子供達が安心して遊べるように見通しを良くして、遊歩道などの再整備をする必要であると考えております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

１１番、高木武男君。

１１番（高木武男君）

これ、通告はしていなかったんですけど、この自然から学ぶ教育について、教育

委員会としてはどのようにお考えでしょうか。ちょっとお願いします。

議長（山崎ひろみ君）

高木議員、通告していない質問は受けられないと思うんですが。

１１番（高木武男君）

受けられないんですか。でも、そのくらいのことは、私はいいと思いますけど。

議長（山崎ひろみ君）

それがルールですので、ご理解ください。

１１番（高木武男君）

そうですか。この次から、きちんとします。

議長（山崎ひろみ君）

お願いいたします。

１１番（高木武男君）

では、分かりました。

最後、プラスアルファについて、どのように考えておりますでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、プラスアルファについてお答えします。

大勢の来場者の公園には、そのプラスアルファについてどういう考えがありますかというご質問ですが、議員がおっしゃるとおり大勢の人が賑わう公園では、近くに食事をするところやお土産屋さんなどがありますが、残念ながら、ふれあい公園の近辺にはそういう施設はありません。ふれあい公園の強みとしては、高齢者がグラウンドゴルフなどで、健康維持の場として活力的に利用されたり、自然が豊かなところです。ふれあい公園の地域特性を生かしながら、持続可能な公園整備を行いたいと考えております。

いずれにしても、近隣の公園を参考にしたり、多くの方の意見を聴きながら検討してまいりたいと思います。

よろしくお願いいたします。以上です。

議長（山崎ひろみ君）

１１番、高木武男君。

１１番（高木武男君）

ふれあい公園の再生については、検討されるということなんですけれども、その後、多くの方がふれあい公園に来て、散策してくれる、これが一番大事なんです。そのためには、私、プラスアルファと言ったんです。ただ、そこの整備をしただけではなかなかお客さんが集まってくれない。それで、このプラスアルファということを言ったんです。先程も言いましたけれども、ひたち海浜公園に、花を見に行くだけではなくて、そこでおいしいものを食べたり、また、土産物を買って帰りたい、そういうことがあると思うんです。ですから、私としては、あまり立派な食堂でなくても、取りあえずカフェ程度の軽食でもいいと思うんです。

それから、道の駅でも造っていただければ、それは最高ですけれども、そこまで行かなくても、小さな農産品の販売所、そういうことを是非考えていただきたいと思います。その辺についてはどうでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

その辺につきましては、町民の方、いろいろな方の話を聞いて、そのニーズに合った専門家の方の意見を聞きながら考えていく必要があると思います。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

１１番、高木武男君。

１１番（高木武男君）

これで質問は終わりとします。最後に要望として、ふれあい公園をみんなのための公園に再生されるよう、要望いたします。

以上で質問を終わります。

議長（山崎ひろみ君）

以上で、高木武男君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後１時５５分からとします。

（午後　１時４５分　休憩）

（午後　１時５５分　再開）

議長（山崎ひろみ君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第６、承認第２号、専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事　務　局　朗　読）

議長（山崎ひろみ君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま提案をされました承認第２号、町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律及び政令、省令が令和３年３月３１日にそれぞれ公布され、原則として４月１日から施行されることに伴い、地方税法等の引用する町税条例及び町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する必要が生じました。急を要するため、３月３１日に専決処分をいたしましたので、地方自治法第１７９条第３項の規定により、専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせます。

ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長（伊藤雅晃君）

それでは、承認第２号、町税条例等の一部を改正する条例の内容について、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書、４ページをご覧ください。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和３年３月３１日に公布され、原則として４月１日から施行されることに伴う改正でございます。

今回の改正の主なものは、町民税、固定資産税及び軽自動車税の改正などが主な

改正点でございます。

なお、改正条例につきましては、まず町税条例の一部改正を行い、次に、町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものとなっております。

それでは、町税条例の一部を改正する条例の主なものについて、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料の１ページをお願いいたします。

新旧対照表、左側の改正案により、初めに第１条による改正について、ご説明をさせていただきます。

第２４条第２項及び第３６条の３の３、第１項及び３ページの附則第５条第１項の改正につきましては、全て個人の町民税の非課税限度額の算定対象扶養親族の範囲に関する改正となります。

令和２年度税制改正において、扶養控除における国内居住親族の取扱いの見直しが行われたことを踏まえた改正となり、令和６年度分以降の個人町民税について適用されます。

戻っていただきまして、１ページ、第３６条の３の２、第４項及び２ページの第３６条の３の３、第４項の改正につきましては、扶養親族申告書の電子提出時に係る税務署長の承認の廃止に係る改正となります。

第５３条の８の改正は、退職所得申告書に係る改正となります。

次条に第３項が追加されたことによる改正となります。

３ページをお願いいたします。

第５３条の９、第３項及び第４項の改正につきましては、退職所得申告書の電子提出時にかかる、税務署長の承認の廃止に係る改正となります。

第８１条の４の改正は､軽自動車税の環境性能割の税率に関する改正となります。根拠法令に読替規定が追加されたことによる改正となります。

４ページをお願いいたします。

附則第６条の改正は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の延長に係る改正で、令和９年度まで５年間の適用期限の延長がされる規定の整備であります。

なお、この改正は令和４年１月施行となります。

附則第１０条の２の改正は、固定資産税等の課税標準の特例に係る改正です。法

律改正に合わせた項ずれによる改正でございます。

６ページをお願いいたします。

附則第１１条の改正は、見出しにおいて、土地に係る固定資産税の特例に関する用語の意義の適用期間の改正になります。

附則第１１条の２の改正は、固定資産税評価額据置年度における下落修正措置の延長に係る改正になります。

固定資産税の土地評価額につきましては、基準年度の評価額を３年間、据え置くこととされておりますが、地価が下落し、かつ町長が課税上、著しく均衡を失すると認める場合には、評価額に修正を加える下落修正措置が出来ることとされています。令和３年度の評価替えに伴い、その据置期間の改正になります。

７ページをお願いいたします。

附則第１２条の改正は宅地等に対して、８ページの附則第１３条の改正は農地に対して課する固定資産税の特例で、税負担急増土地に係る条例減額制度を含めた現行の負担調整措置が継続されることに関する改正になります。

９ページをお願いいたします。

附則第１５条の改正は、特別土地保有税の特例の適用期間に関する改正になります。

１０ページをお願いいたします。

附則第１５条の２の改正は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期間の延長に関する改正となります。

この軽減は、消費税率１０％への引上げに合わせ創設されましたが、新型コロナウイルス感染症の状況や経済の状況から適用期限が９ヶ月間延長される改正となります。

附則第１５条の２の２、第２項の改正は、読替規定が対象に追加されることによる改正でございます。

附則第１６条の改正は、軽自動車税の種別割の税率の特例に関する改正となります。

第１項は、第６項から第８項が追加されたことによる改正、第２項から第４項は、経過した期間の削除に係る改正となります。

追加される第６項から第８項の改正は、特例の対象を営業用自動車に限定し、期

限を２年間延長する改正となります。

１２ページをお願いいたします。

附則第１６条の２の改正は、附則第１６条に、第６項から第８項が追加されたことによる改正でございます。

１３ページをお願いします。

附則第２２条の改正は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告に係る改正で、適用期限を５年間延長する規定の整備でございます。

附則第２６条第２項の改正は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除に係る改正で、新型コロナウイルス感染症特例法の適用を受けた場合に、令和４年内に入居すれば住宅借入金等特別税額控除を１３年間適用することが出来ることとされる規定の整備でございます。

１４ページをお開きください。

第２条による改正につきまして、説明をさせていただきます。

令和２年改正条例第２条のうち第４８条、第５０条、第５２条、附則第４条において、法律改正による項ずれを行う改正でございます。

続きまして、附則の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書９ページをご覧ください。

第１条では、この条例の施行期日を定めております。

第２条では、町民税に関する経過措置を、１０ページ、第３条では、固定資産税に関する経過措置を、１２ページ、第４条では、軽自動車税に関する経過措置の整備を行っております。

以上で説明を終わります。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。承認第２号、専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、承認第２号は承認することに決定しました。

日程第７、議案第２３号、公共施設の地番変更に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事　務　局　朗　読）

議長（山崎ひろみ君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第２３号、公共施設の地番変更に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて、提案理由を申し上げます。

本条例は、地籍調査事業の成果により、土地の地番が変更になったことに伴い、公共施設の設置及び管理に関する条例、６件について関係条例の整理条例として、一括改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長（向後喜一朗君）

それでは、議案第２３号の内容をご説明いたします。

本条例は、公共施設の設置及び管理に関する条例を改正するものですが、所管が

複数の課にまたがることから、私から説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書１４ページ、１５ページをお願いいたします。

第１条から第６条までの改正規定により、６施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正しております。

恐れ入りますが、内容の説明は参考資料によりさせていただきます。参考資料の１７ページをお開きください。

初めに、東庄町児童遊園設置及び管理に関する条例ですが、平山児童遊園の地番を平山２５４番地から平山２５２番地１、小貝野児童遊園を小貝野５５番地２から小貝野５４番地１にする改正を行うものです。

次に、東庄町高齢者能力活用センター「青馬の里」設置及び管理に関する条例ですが、地番を青馬１７５６番地から青馬１７５２番地１にする改正を行うものでございます。

１８ページに移りまして、東庄町世代間交流センター「憩いの里」設置及び管理に関する条例ですが、地番を今郡５５８番地から今郡５５８番地１に改正を行うものでございます。

次に、東庄町食肉センター設置及び管理に関する条例ですが、地番を笹川い４７１４番地から笹川い４７１４番地１７２にする改正を行うものです。

参考資料１９ページに移りまして、東庄町公衆便所の設置及び管理に関する条例ですが、公衆便所を公衆トイレに改める改正を行い、地番の変更に併せて公衆便所など２ヶ所の設置規定を諏訪公衆トイレなど５ヶ所とする改正を行うものでございます。

２０ページに移りまして、東庄ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例ですが、地番を小南１１４０番地から小南３４３０番地にする改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

質疑なしと認めます。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第２３号、公共施設の地番変更に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第２３号は原案のとおり可決されました。

日程第８、議案第２４号、令和３年度東庄町一般会計補正予算（第１号）、日程第９、議案第２５号、令和３年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第１号）、以上２件を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事　務　局　朗　読）

議長（山崎ひろみ君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました議案第２４号及び議案第２５号の提案理由を申し上げます。

初めに、議案第２４号、令和３年度東庄町一般会計補正予算（第１号）の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５，９５３万５，０００円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５８億１５３万５，０００円とするものであります。

主な補正内容でございますが、総務費関係では、サテライトオフィスの開設の補助金とそれに関わる事業及びコミュニティ助成事業について新規で計上をいたしました。

次に、民生費関係では、子育て世帯生活支援特別給付金事業を新規で計上をいたしました。

次に、教育関係では、スポーツ広場の用地借上料について、新規で計上しております。

続きまして、議案第２５号、令和３年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第１号）について、提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３１万９，０００円を追加いたしました。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１４億９，９０５万円とするものでございます。

補正の内容は、歳出で、１款・総務費におきまして、介護保険法施行令等の一部改正に伴うシステム改修委託料を増額補正するものでございます。

財源といたしましては、前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上、議案第２４号及び議案第２５号の提案理由を申し上げました。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長（向後喜一朗君）

それでは、議案第２４号、令和３年度東庄町一般会計補正予算（第１号）について、内容のご説明を申し上げます。

歳出予算から申し上げますので、議案書の２０ページをお願いいたします。

初めに、２款・総務費、１項５目・総務管理費、企画費の１２節・プロジェクト推進事業委託料１，０００万円、同目の１８節で計上してございますサテライトオフィス等開設支援事業補助金に関連しまして、町がサテライトオフィスのプロモーションを行うものとなります。町のプロモーションビデオの作成やサテライトオフィスのＰＲを行うものとなります。事業費の２分の１となる５００万円を国庫補助金の地方創生テレワーク交付金として歳入に計上しております。

同目１８節・コミュニティ助成事業助成金２５０万円、これは大木戸区のお祭り用品の助成について計上するもので、こちらの財源は全額コミュニティ助成事業の助成金となります。

同節のサテライトオフィス等関連支援事業補助金３，４００万円、オンラア未来会議が旧石出小学校で開設するサテライトオフィスの整備事業に対する補助金となります。事業費の２分の１の１，７００万円を国庫補助金の地方創生テレワーク交付金として歳入に計上しております。

同節の進出支援事業補助金３００万円、サテライトオフィスを利用する県外の企業に対して進出支援金を補正するものでございます。１件１００万円で３件見込んでおります。こちらも事業費の２分の１の１５０万円を国庫補助金の地方創生テレワーク交付金として歳入に計上しております。

次に、３款・民生費、２項２目・児童福祉費、児童措置費の合計９９０万円、１８節に計上しております子育て世帯生活支援特別給付金、その他の世帯分の給付にかかる経費となります。この給付金は、子育て世帯のうち非課税世帯を対象に子供１人あたり５万円を給付するもので、国の試算に基づき１７８名分を計上しております。

次に、９款・教育費、６項２目１３節・保健体育費、体育施設費のスポーツ広場用地借上料１３万５，０００円。スポーツ広場の入り口北側の土地の借上料となります。面積は約８６４平方メートルとなります。

次に、歳入について申し上げます。議案書の１９ページをお願いいたします。

１５款・国庫支出金、２項・国庫補助金、１目３節・総務費国庫補助金の地方創生テレワーク交付金２，３５０万円。歳出補正で申し上げました総務費のプロジェクト推進委託料、サテライトオフィス等開設支援事業及び進出支援事業補助金に対する国庫補助金となります。

同項２目３節・民生費国庫補助金、児童福祉費補助金の新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金９９０万円。歳出予算の民生費で申し上げました子育て世帯生活支援特別給付金の国庫補助金となります。

一つ飛ばしまして、２１款・諸収入、５項３目５節・雑入のコミュニティ助成事業補助金２５０万円。歳出補正で申し上げました総務費の同事業に対する助成金となります。

一つ戻りまして、歳入が歳出に不足する２，３６３万５，０００円について２０款・繰越金で前年度繰越金を補正するものでございます。

以上で一般会計補正予算（第１号）の説明を終わらせていただきます。よろしく

お願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

健康福祉課長、池田聡子君。

健康福祉課長（池田聡子君）

議案第２５号、令和３年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第１号）について、内容の説明を申し上げます。

最初に、歳出よりご説明申し上げます。

議案書２７ページをお願いいたします。

１款・総務費、１項１目・一般管理費、補正額３１万９，０００円は、令和３年８月１日に施行される介護保険法施行令等の一部改正に伴う介護保険システム改修にかかる委託料を増額補正するものでございます。

以上の結果、歳出補正額は３１万９，０００円の増額、歳出合計で１４億９，９０５万円となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

議案書２６ページをお願いいたします。

８款・繰越金補正額３１万９，０００円は、歳出補正で計上した委託料の不足する財源について前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上の結果、歳入補正額は３１万９，０００円の増額、歳入合計で１４億９，９０５万円となります。

以上で令和３年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第１号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は１件ごとに行います。

初めに、議案第２４号、令和３年度東庄町一般会計補正予算（第１号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第２４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２５号、令和３年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第２５号は原案のとおり可決されました。

日程第１０、報告第１号、繰越明許費繰越計算書について（令和２年度東庄町一般会計繰越明許費繰越計算書）から日程第１２、報告第３号、繰越額使用計画について（令和２年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算繰越計算書）まで、以上３件を一括議題とします。

職員に報告の朗読をさせます。

（事　務　局　朗　読）

議長（山崎ひろみ君）

町長より報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました報告第１号から報告第３号について、報告を申し上げます。

初めに、報告第１号、令和２年度東庄町一般会計の繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

令和２年度予算のうち年度内に終わらない見込みの事業について、先の令和３年３月定例会で繰越明許費の設定を行い、承認をいただいたところでございます。

今回、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定に基づき、報告をさせていただくものでございます。

続いて、報告第２号、令和２年度東庄町一般会計事故繰越し繰越計算書について、ご報告申し上げます。

令和元年度繰越予算のうち令和２年度に繰越明許費として繰り越した事業で、避け難い事故のため、年度内に支出が終わらなかったものについて、令和３年度へ繰り越す額が確定し、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第１５０条第３項の規定に基づき、ご報告をさせていただくものでございます。

続いて、報告第３号、繰越額使用計画について、ご報告を申し上げます。

令和２年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算の建設改良費のうち年度内に支払い義務が発生しなかった額について、地方公営企業法第２６条第１項の規定によりまして予算を繰越しいたしましたので、同条第３項の規定により、繰越額の使用に関する計画について、報告をさせていただくものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。また、事務長より説明をいたさせます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長（向後喜一朗君）

それでは、報告第１号、繰越明許費繰越計算書の内容について、ご説明いたします。

議案書の２９ページをお願いいたします。

町長の提案理由にもございましたとおり、昨年度補正予算にて設定しました繰越明許費につきまして、繰越明許費計算書の報告を行います。

表中、款、項、事業名及び金額につきましては、繰越明許費を設定した額を記載しておりまして、翌年度繰越額は実際の繰越額となっております。

また、その右側には、翌年度繰越額の財源内訳を記載しております。

初めに、２款・総務費、１項・総務管理費の総合行政ネットワークシステム設定委託料１，５８５万円。在宅ワークにかかる環境整備の設定業務委託ですが、未収

入特定財源の１，３００万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となります。なお、これより先は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を臨時交付金と申し上げます。

次に、同項の施設整備工事７，５４６万２，０００円。庁舎など、五つの工事の繰越しですが、こちらの未収入特定財源６，３５０万円も臨時交付金となります。

次に、同項の施設維持管理工事３３０万円。電話交換機更新工事の繰越しとなっております。

次に、同項のインターネット接続工事、繰越明許費設定額７４３万６，０００円に対し、実繰越額３８万１，０００円。ウェブ会議の環境整備の工事で回線工事の遅延による業務繰越しですが、令和２年度中に一部事業が終了したことによる減額でございます。こちらの未収入特定財源２０万円は臨時交付金となります。

次に、３款・民生費、２項・児童福祉費の新生児臨時特別定額給付金８０万円。３月末及び４月１日に出生した分を繰り越しております。こちらも未収入特定財源８０万円は臨時交付金となります。

４款・衛生費、１項・保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業、繰越明許費設定額８，１０８万７，０００円に対し、実繰越額７，１６８万７，０００円。令和２年度中に一部執行しておりますので、減額となっております。こちらの未収入特定財源７，１６８万７，０００円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金及び新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金となります。

次に、５款・農林水産業費、１項・農業費の農道舗装改修工事７２１万３，０００円。宮本地先の農道舗装改修工事の繰越しでございます。未収入特定財源の地方債は過疎対策事業債となります。

次に、６款・商工費、１項・商工費の中小企業感染予防対策設備導入支援事業補助金、繰越明許費設定額１００万円に対し、実繰越額５６万円。申請期間が終了となり、事業費が確定したことにより減額となっております。こちらの未収入特定財源５０万円は、臨時交付金となります。

次に、７款・土木費、２項・道路橋梁費の道路維持工事、繰越明許費設定額３，７８１万８，０００円に対し、実繰越額３，２５７万６，０００円。一部事業の執行により減額となっております。こちらは５路線ありまして、未収入特定財源の地方債３，２４０万円は過疎対策事業債となります。

次に、同項の橋梁補修設計業務、繰越明許費設定額５５７万７，０００円に対し、実繰越額５２２万５，０００円。こちらも一部執行のため減額となっております。こちらは橋梁補修の設計委託となりますが、未収入特定財源は社会資本整備総合交付金となります。

次に、同項の道路改良工事、繰越明許費設定額２，９８６万９，０００円に対し、実繰越額２，９６３万８，０００円。一部執行で減額となっております。こちらは５路線ありまして、未収入特定財源の地方債２，４３０万円は過疎対策事業債となります。

次に、９款・教育費、２項・小学校費の教育施設維持補修工事１，５１１万７，０００円。こちらは２件の工事ですが、未収入特定財源の１，３００万円は臨時交付金となります。

次に、３項・中学校費の教育施設維持補修工事、繰越明許費設定額１，２１２万７，０００円に対し、実繰越額１，０１５万８，０００円。空調設置工事が終了したことによる減額となっております。未収入特定財源の９００万円は臨時交付金となります。

以上、１３事業の繰越明許費設定額は２億９，２６５万６，０００円、実繰越額は２億６，７９６万７，０００円、財源内訳といたしましては、未収入特定財源として国県支出金１億７，３７７万７，０００円、地方債が６，３２０万円、一般財源は３，０９９万円となっております。

続きまして、報告第２号、事故繰越し繰越計算書の内容について、ご説明をさせていただきます。

議案書の３１ページをお願いいたします。

町長の提案理由にございましたとおり、事故繰越しにつきまして、事故繰越し繰越計算書の報告を行うものでございます。

対象の事業は５款・農林水産業費、１項・農業費の被害農業施設等復旧支援事業補助金となります。この事業は、令和元年度の台風で被災した農業施設の復旧に対する補助金で、令和元年１２月議会で令和元年度一般会計補正予算（第６号）として可決いただき、令和２年３月議会で令和元年度一般会計補正予算（第７号）として、繰越明許費の設定を可決いただいたものでございます。

令和２年度中の当事業での支出負担行為額は１億５，６２６万７，０００円、そ

のうち支出済額が１億４，９５１万７，０００円、未支出済額が６７５万円となっております。その６７５万円について、事故繰越しとして繰り越すものとなります。

事故繰越しとなっている理由ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で、施設の修繕に必要な資材や作業員の確保に想定外の時間を要したことによるものです。

補助対象となるミツバ栽培用のガラスハウスがオランダ製で修繕が出来る業者が県内で１社のみとなっております。広範囲で被害をもたらした台風のため、資材等の入手や作業員の確保に時間を要したうえ、新型コロナウイルス感染症の影響で更に状況が悪化したことによるものとなります。

なお、この事業の財源ですが、未収入特定財源として国庫支出金が５２５万円、一般財源１５０万円となります。

私からは以上です。よろしくお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

病院事務長、寺嶋利和君。

病院事務長（寺嶋利和君）

それでは、報告第３号、繰越額使用計画について、内容を説明申し上げます。

なお、こちらにつきましては、３月の全員協議会で概要をご報告させていただいたものでございます。

議案書の３３ページをお願いいたします。

令和２年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算繰越計算書で、繰越額使用計画を説明させていただきます。

１の表は、地方公営企業法第２６条第１項の規定により年度内に支払い義務が発生しなかった建設改良費を翌年度に繰り越して使用するものでございます。

この規定により、事業管理者は建設改良費について、１事業年度に限り予算を繰り越すことが出来、また、同条第３項の規定により、町長は繰越額の使用に関する計画を議会に報告しなければならないと規定されております。

内容についてですが、マイナンバーカードオンライン資格確認システム導入委託につきましては、システム改修の契約を令和２年１２月２３日に日立ヘルスケアシステムズ株式会社千葉営業所と、またこれに伴うネットワーク環境整備の契約を令和３年１月２７日にＮＴＴ東日本株式会社と、それぞれ締結をしましたが、ＮＴＴ東日本株式会社より、新型コロナウイルス感染症流行によるテレワーク需要の増加

により、パソコンの生産需要が急増したため、世界規模で半導体不足が発生し、オンライン資格確認用の特殊なパソコンが３月末までに入手出来ず、年度内にネットワーク環境整備が出来なくなる旨の申出があり、両者と令和３年３月２４日に履行期限を本年９月３０日とする変更契約を締結しました。これにより、支出の予算計上額２５０万円と収入財源の医療提供体制設備整備交付金２１０万１，０００円を繰り越すものでございます。

なお、これに伴いまして、東庄病院でマイナンバーカードの保険証利用が開始出来る時期は１０月からになる予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長（山崎ひろみ君）

本件については、報告事項でございますが、特に質疑があればこれを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第１号、報告第２号及び報告第３号の報告を終わります。

日程第１３、請願第１号、「国における２０２２年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、日程第１４、請願第２号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、以上２件を一括議題とします。

職員に請願の朗読をさせます。

（事　務　局　朗　読）

議長（山崎ひろみ君）

ここで、請願紹介議員から趣旨説明を求めます。

請願第１号、「国における２０２２年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願及び請願第２号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について。

２番、柳堀忠君。

２番（柳堀　忠君）

本請願紹介議員、柳堀でございます。よろしくお願いしたいと思います。

それでは、請願第１号、「国における２０２２年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願及び請願第２号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見

書」採択に関する請願について、紹介議員として趣旨説明を申し上げます。

義務教育国庫負担制度は、憲法の要請に基づき、義務教育の根幹である機会均等、水準確保、無償制を国が責任を持って定める制度です。この制度が廃止されたり、国の負担割合が更に下げられることがないよう、本制度の権利について請願するものです。

なお、国の２０２２年度予算編成にあたり、新型コロナウイルスの感染拡大が教育に及ぼす影響の全貌はまだ明らかになっていないが、政府は経済の停滞、税収の減少、医療費と社会保障費の増加により、公的資金の配分をめぐって難しい決断を迫られることになる。このような中、教育予算の強化は危機回復の計画の中心にしていくべきと考える。これからの国を支える子供達により良い教育を保障するための項目について、予算の拡充を働きかけていただきたく請願する趣旨をご理解いただき、採択を願って趣旨説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

これらの請願は、会議規則第９１条第１項の規定により、お手元の付託表のとおり、所管の常任委員会に審査の付託をします。

日程第１５、休会の件を議題とします。

常任委員会審査等のため、９日及び１０日の２日間は、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、９日及び１０日の２日間は休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。６月１１日の会議は、議事の都合により、午後２時３０分に繰り下げて開くことにします。予定の時刻にご参集願います。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後　２時５８分　散会）